

# 高年齢者雇用の法的留意点と 実務上のポイント

—賃金の減額、職種の変更、再雇用拒否などの不利益はどこまで許されるのか—

昨年4月より高年齢者雇用安定法が改正され、それに伴い定年制度、再雇用制度等について再確認し、改正法に則した内容への変更を検討する必要が出てまいりました。

高年齢者雇用では、定年後再雇用で対応する場合は賃金の減額、職種の変更、再雇用拒否などがトラブルとなるケースがあり、定年延長で対応する場合は就業規則の不利益変更が問題となることも考えられます。

そこで今回は、これまでの判例を基に高年齢者雇用の実務上のポイントや留意点、高齢法の概要などについて解説いただきます。

## -CONTENTS-

### 第1 令和3年改正高年齢者雇用安定法の概要

- 1 高年齢者雇用安定法（高年法）改正の流れ
- 2 65歳までの高年齢者雇用確保措置（高年法9条）について
- 3 70歳までの高年齢者就業確保措置（高年法10条の2）について

### 第2 60歳定年後65歳まで再雇用を行う場合の留意点

- 1 定年後再雇用時における賃金の減額
- 2 再雇用時の職種の変更、就労日数・時間の短縮
- 3 再雇用拒否、65歳に至る途中での雇止め、労働条件の変更

### 第3 65歳まで定年引上げを行う場合の留意点

- 1 定年引上げに伴う就業規則の変更（総論）
- 2 最高裁判例
- 3 下級審裁判例
- 4 留意すべき事項の検討

### 第4 70歳までの就業機会確保への取組みについて

- 1 有期契約による再雇用を選択する場合
- 2 創業支援等措置を選択する場合
- 3 再雇用と創業支援等措置を併用する場合

※小項目は微調整を予定しています。

開催日時	令和4年10月13日(木) 14時00分～16時30分
会場	経協会館3階ホール（新潟県経営者協会） 新潟市中央区川岸町1-47-3

講師 あさひ新潟法律事務所 弁護士 山田 聡之 氏

中央大学法学部卒。2005年、弁護士登録。新潟県弁護士会所属。経営法曹会議所属。使用者側弁護士の団体「経営法曹会議」の会員であり、新潟県経営者協会主催の労働法務講座の講師を今年度より担当。



受講料	一般 14,300円 (1名・消費税込) 会員会社 8,800円 (1名・消費税込)	定員	40名
申込方法	下記申込書にて FAX(025-267-2310)または ホームページ( <a href="http://www.niigata-keikyo.jp">Http://www.niigata-keikyo.jp</a> )よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。		
申込締切日	<b>令和4年10月6日(木)</b> ※受講料は10月6日までに納入願います。 ※お申込み後のキャンセルにつきましては、土日祝祭日を除く開催前日の正午以降の取り消し(欠席を含む)はキャンセル料として受講料の全額を申し受けます。その場合、資料等を後日送付いたします。		
振込先	口座名:「一般社団法人 新潟県経営者協会 (シャ.ケンケイイシヤキョウカイ)」 第四北越銀行・白山支店 普通預金No.0173179 大光銀行・新潟支店 普通預金No.314069 ※振込手数料は貴社にてご負担をお願いいたします。 ※領収書は発行いたしませんので、必要の場合はご連絡ください。		
備考	・ <u>駐車場がございませんので、近隣の有料駐車場(陸上競技場、新潟市役所等)をご利用ください。</u>		
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL(025)267-2311		

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025)267-2310

### 労働法務講座・第156回判例研究会申込書(10/13)

会社名			
所在地	(〒 )		
ご担当者	お名前	所属・役職	
連絡先	TEL:	FAX:	

	参加者氏名(フリガナ)	所属・役職
1	( )	
2	( )	
3	( )	
4	( )	
5	( )	

受講料のご送金方法 (下の□に☑チェックしてください)

銀行振込  
 その他  
 請求書  
 要  
 不要

ご記入いただいた個人情報は、本セミナーに関するお申込者様への連絡、受付やセミナーの運営のために利用いたします。また、今後各種セミナーや当協会の事業等に関する情報をお届けするために、利用することがございます。なお、ご本人から同意を頂いた場合、または法令に基づく場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供することはありません。